

裁判員調整官の下に置く係について

平成20年5月30日総一第000779号高等
裁判所長官，地方裁判所長，家庭裁判所長あて総
務局長依命通達

改正 平成21年3月27日総一第000347号

平成6年7月18日付け最高裁総一第183号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」記第10の1の(1)の定めに基づき，標記の係について下記のとおり定めましたので，これによってください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください

記

第1 規則第6条の2第1項の地方裁判所の裁判員調整官の下に置く係

1 大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号。以下「規則」という。）第6条の2第1項の規定により地方裁判所に置かれた裁判員調整官の下に，裁判員係を置き，その所掌事務は，裁判員候補者名簿の調製，裁判員候補者への通知，裁判員候補者に対する調査その他の裁判員及び補充裁判員の選任に関する事項とする。

2 1の定めにかかわらず，規則第6条の2第1項の規定により地方裁判所に置かれた裁判員調整官の下に，別に指定するところにより，裁判員第一係及び裁判員第二係を置き，各係の分掌事務は，次のとおりとする。

(1) 裁判員第一係

- ア 裁判員候補者からの問い合わせに関する事項
- イ 裁判員候補者名簿の管理に関する事項（(2)のウに掲げる事項を除く。）
- ウ 裁判員候補者の呼出しに関する事項
- エ 呼び出した裁判員候補者の氏名を記載した名簿の検察官及び弁護士への送付に関する事項
- オ 裁判員等選任手続の期日における裁判員候補者に対する説明及び応対等に関する事項
- カ 裁判員第二係に属しない事項

(2) 裁判員第二係

- ア 裁判員候補者名簿の調製に関する事項（裁判員候補者の本籍の照会に関する事項を含む。）
- イ 裁判員候補者名簿に記載された旨の裁判員候補者への通知及び調査票を用いた調査に関する事項
- ウ 裁判員候補者名簿の管理に関する事項のうち，調査票への回答に基づく処理及び裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者の消除等に関する事項
- エ 裁判員等選任手続の期日の受付及び出頭証明書の交付に関する事項
- オ 旅費，日当及び宿泊料の計算に関する事項
- カ 裁判員等選任手続に使用する室の管理に関する事項
- キ 外部業者との連絡調整等に関する事項
- ク 裁判員等選任手続に関する統計に関する事項

第2 規則第6条の2第1項の地方裁判所の支部の裁判員調整官の下に置く係

規則第6条の2第1項の規定により地方裁判所の支部に置かれた裁判員調整官の下に，別に指定するところにより，裁判員係を置き，その所掌事務は，第1の1に定めるところと同様とする。

第3 係の設置及び所掌事務の特例

地方裁判所は，特別の事情があるときは，最高裁判所の認可を得て，当該地方裁判所の係の設置及び所掌事務について，第1及び第2と異なる定めをすることができる。

付 記

この通達は，平成20年8月1日から実施する。

付 記（平成21.3.27総一第000347号）

この通達は，平成21年4月1日から実施する。